

○静岡県警察術科特別訓練推進要綱の制定について

(昭和57年4月26日甲通達養第11号)

このたび柔道・剣道・逮捕術及びけん銃射撃競技の全国又は関東管区大会に出場する本県選手の特別訓練に際し、別添のとおりみだしの要綱を制定したので、関係の所属長は実効の挙がるよう特段の努力を払われたく通達する。

なお、「静岡県警察柔道・剣道及びけん銃射撃選手を強化するための特別訓練推進要綱の制定について」(昭和40年甲通達養第6号)は廃止する。

別添

静岡県警察術科特別訓練推進要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、全国又は関東管区内警察の柔道、剣道、逮捕術及び射撃の各種大会(以下「術科大会」という。)並びに警察機関以外の関係・団体が主催する柔道、剣道及び射撃の運動競技会(以下「部外競技会」という。)に出場する選手の特別訓練(以下「特練」という。)を総合的かつ計画的に推進するとともに、選手の体力及び気力の錬成並びに技術の向上を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 委員会

(委員会の設置)

第2条 県本部に特練推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は警務部長とし、委員には各部長、サイバー対策本部長、警察学校長及び静岡中央警察署長を充てる。

3 委員会に幹事を置き、庶務担当課長、教養課長、会計課長、厚生課長及び機動隊長を充てる。

4 委員会の庶務は、教養課において処理する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 特練選手及び特練指導者(監督及びコーチをいう。以下同じ。)の選考に関すること。
- (2) 特練の年間計画に関すること。
- (3) 特練選手の処遇に関すること。
- (4) その他特練の運営に関すること。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員を招集して委員会を開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、幹事を招集して幹事会を開催する。

第3章 特練選手及び特練指導者

(特練選手及び特練指導者の指名又は解任)

第6条 特練選手及び特練指導者については、委員会の協議に基づき、部門別に本部長が

指名又は解任する。

2 前項の指名及び解任は、様式第1号又は様式第2号の辞令を交付して行う。

(特練選手の責務)

第7条 特練選手は、特練選手としての自覚と誇りを持って訓練に励むほか、積極的に自主訓練を実施して、体力及び気力の錬成並びに技術の向上に努めなければならない。

(特練指導者の任務)

第8条 特練指導者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 監督は、常に部門別の特練選手を掌握して訓練指導を円滑に行い、選手の体力及び気力の錬成並びに技術の向上を図るとともに、訓練状況について随時、委員長、部門別担当部長及び特練実施責任者に報告する。
- (2) コーチは、監督を補佐して特練選手の訓練指導に当たる。

第4章 特練の実施及び督励

(特練実施責任者)

第9条 特練実施責任者は、教養課長とする。

2 特練実施責任者は、特練指導者を指揮し、かつ、第10条に定める特練の部門別の担当部長及び特練選手の所属する関係の所属長と緊密な連絡をとり、特練の年間計画に基づく月間計画等を樹立し、計画の効果的実施に努めるものとする。

(部門別担当部長)

第10条 特練の部門別に担当部長（以下「部門別担当部長」という。）を置き、委員の中から委員長が委嘱する。

2 部門別担当部長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 訓練状況を随時視察して督励する。
- (2) 術科大会及び部外競技会に出場する特練選手を激励応援する。
- (3) 特練強化に関して必要な事項を委員長に進言する。
- (4) その他特練の効果的推進と特練選手の士気の高揚を図る。

(所属長の督励等)

第11条 特練選手の所属する関係の所属長は、特練選手の訓練参加を容易にするため、勤務配置等について配慮するとともに、自主訓練の督励に努めるものとする。

(特練経験者による助言指導)

第12条 県本部、警察学校及び静岡市周辺の警察署に勤務する特練経験者のうち、委員長から部門別に委嘱を受けた者は、随時、特練選手の訓練状況を視察して、必要な助言指導を行うものとする。